

(案)

瑞穂市 男女共同参画 基本計画後期計画

概要版



瑞穂市マスコットキャラクター

かきいん

瑞穂市

基本的な考え方

瑞穂市男女共同参画基本計画とは・・・

あらゆる分野において男女共同参画を実現していくための施策を市民の皆さんと一体となって総合的に推進していくための行動計画です。

法律や制度上では、男女平等が達成されつつあるものの、実質的には・・・

●人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた固定的性別役割分担意識が、時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っています。

●配偶者等からの暴力などドメスティック・バイオレンス（DV）被害が増加し、女性や子どもの人権が侵害されている問題もさらに深刻化しています。

※ 固定的性別役割分担・・・性別を理由として男女の役割を決めていること

目指すべき社会は・・・

- 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることの出来る社会
- 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

計画の基本的視点

① 男女の人権尊重と平等の視点

男女が互いの性を尊重し、根強く残る性別役割分担意識を解消し、家庭や職場、学校、地域社会のさまざまな場面で性別による固定的な役割分担、差別、偏見がないか敏感に察知する視点です。

② 女性のエンパワーメントの促進

※ エンパワーメント・・・女性が力を持った存在になること

男女が共に政策・方針決定過程に参画していくことにより、性による差別のない新しい社会システムを築くことができます。そのためには、女性が自らの意識や能力を向上させ、自己決定力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることが不可欠であり、そのための社会的環境の整備などを支援することが必要です。

③ パートナーシップの確立

※ パートナーシップ・・・対等な協調・協力関係を結ぶこと

市民参画・協働のまちづくりを進めるためには、その構成員である男性と女性のパートナーシップを基本に、高齢者や障がい者、若者、子どもなどをはじめとする市民、市民団体、教育関係者及び事業者が参画し、あらゆる市民の力を生かしたまちづくりを進めます。

計画の期間

2010年3月に「瑞穂市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2010年度～2014年度（前期5年）

2015年度～2019年度（後期5年）



スローガン

「おもいやり」「ささえあい」から始まる 瑞穂の夢まちづくり

（平成22年5月に市民の皆さんに選んでいただきました。）

21世紀をバランスのよい豊かな社会とするために、また、ますます加速する少子高齢化社会の中で尊厳をもって生き抜いていくためには、さまざまな分野において、性別に関わらず一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭を守り、地域を支え、自身を生かしていくことのできる男女共同参画社会が求められています。

(案)

計画の基本理念

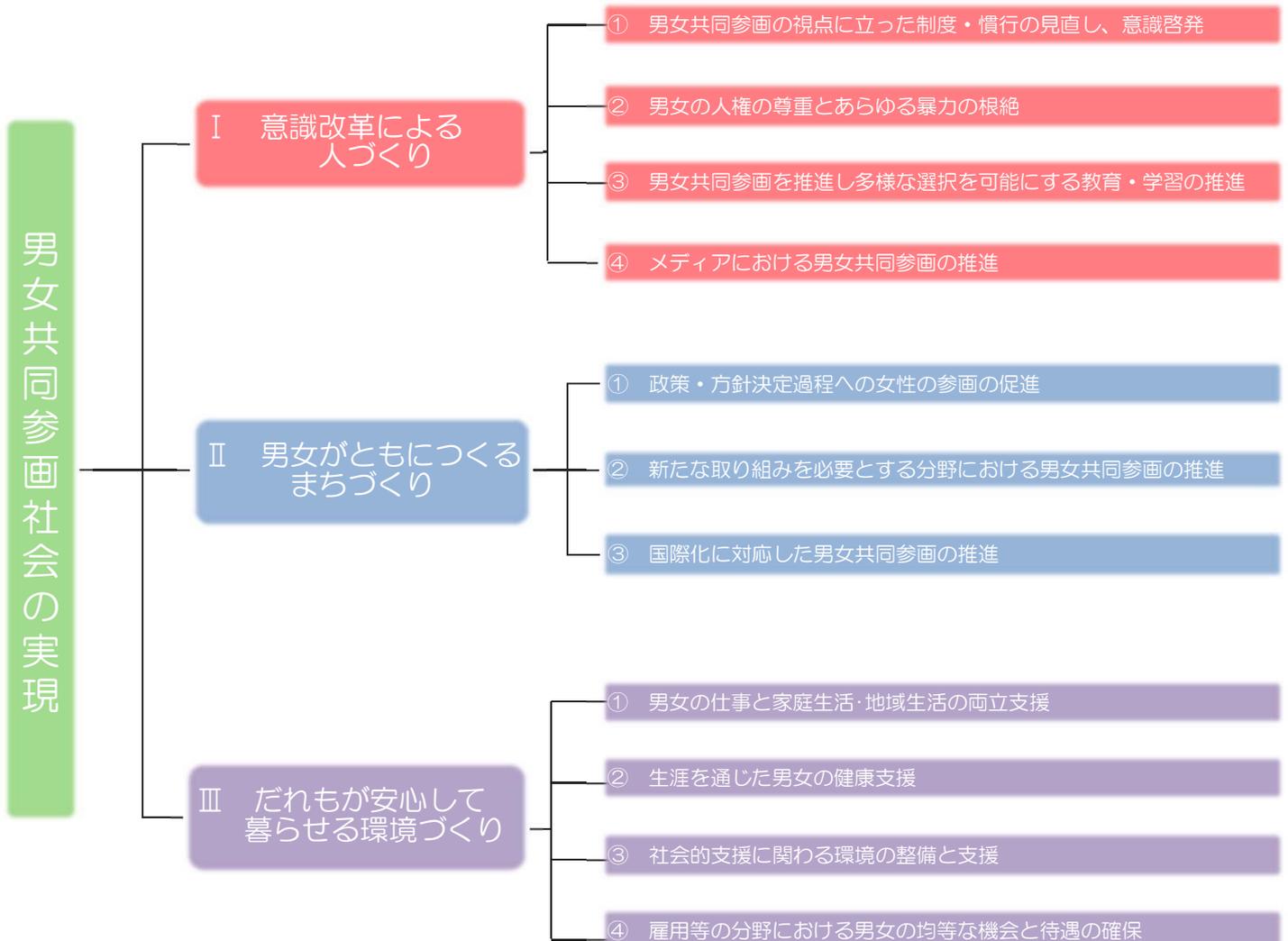
市民の皆さん一人ひとりが人権や平等についての正しい認識を持って、お互いを尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を活かして、生き生きと充実した生き方を選択できるよう、家庭、地域、職場等あらゆる分野において男女共同参画の視点に立ち、人権教育をはじめとする社会環境の整備に努めて、男女の新しい協力関係を構築する指針となる5つの理念にそって進めます。

※「男女共同参画基本法」や「瑞穂市男女共同参画推進条例」の基本理念との整合性を図っています。



計画の基本目標

この計画は「男女共同参画社会の実現」に向けて、基本理念に基づき次の3つの項目を基本目標とします。



基本目標Ⅰ 意識改革による人づくり

男女共同参画社会の実現のためには、人権の視点が何よりも重要です。

一人ひとりの人権意識を高め、固定的な役割分担意識に基づく偏見や習慣にとらわれず、お互いにその個性を認めて理解し合い、すべての人が自分らしく生きられるよう、あらゆる場面において世代間や男女間の意識の違いに留意しながら、さまざまな啓発や学習・教育活動を推進していきます。

目標指標 (20項目より抜粋)

☆・・・第1回市民意識調査 (平成21年 1月実施)
★・・・第2回市民意識調査 (平成25年12月実施)

目標指標	当初 (H21)	現状値 (H25)	目標値 (H31)
男女共同参画社会基本法という用語の周知度	(52/974人) ☆ 5.3%	(132/754人) ★ 17.5%	50.0%
DVにあったときの相談窓口を知らない人の割合	(7/31人) ☆ 22.6%	(4/31人) ★ 12.9%	0.0%
地域社会における男女の平等感	(318/974人) ☆ 32.6%	(279/713人) ★ 39.1%	50.0%

課題と施策

①男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発

固定的な性別役割分担意識をなくすための広報・啓発の充実

- 広報・ホームページ等を活用する啓発の充実
- 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
- 男女共同参画に関する学習機会の充実

②男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

人権尊重に関する啓発の強化
暴力の根絶の推進

- 男女の人権を尊重する意識の醸成促進及び暴力予防教育の充実
- DV等の防止啓発・相談窓口の周知徹底
- 虐待の防止啓発・早期発見・相談機能の充実
- 企業等へセクハラ防止に関する情報提供

③男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

家庭教育・就学前教育・学校教育・生涯学習における男女共同参画の推進

- 保護者に対する意識啓発の推進
- 保育士・幼稚園教諭・教育関係者等の男女共同参画に関する正確な理解の推進
- 男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進

④メディアにおける男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を持った表現活動の推進

- 広報・ホームページ・発刊物等の男女相互の人権に配慮した表現に努める
- 不適切な表現のチェック体制の整備



(案)

基本目標Ⅱ 男女がともにつくるまちづくり

男女共同参画社会においては、男女は社会における対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要です。

現在、さまざまな分野への女性の参画は増加傾向にあります。政策・方針決定過程における女性の一層の参画が望まれており、多様な発想、活動の活性化を図ることによって、それぞれの分野の新たな発展を期待することができます。

その中でも、いつ起こるか予測できない災害やそれに伴う災害復興、また地球規模のテーマである環境保全分野において、男女共同参画の視点から参画を推進します。

目標指標（20項目より抜粋）

目標指標	当初（H21）	現状値（H25）	目標値（H31）
審議会等の委員における女性の割合	(46/143人) 32.2%	(134/433人) 30.9%	40.0%
女性のいない審議会等の割合	(6/13人) 46.2%	(10/36人) 27.8%	0.0%
一般行政職（保育士、幼稚園教諭を除く）の管理職に占める女性の割合	—	(1/33人) 3.0%	20.0%

課題と施策

①政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- 審議会等委員への女性の積極的登用の促進
- 市立小・中学校の校長・教頭の女性登用率の向上
- 女性職員（一般行政職・消防職）の採用・登用の促進
- 地域活動等や企業・団体等の意思決定過程における女性の参画促進

②新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

防災・災害復興分野への女性の参画の拡大
環境保全分野への男女共同参画の拡大

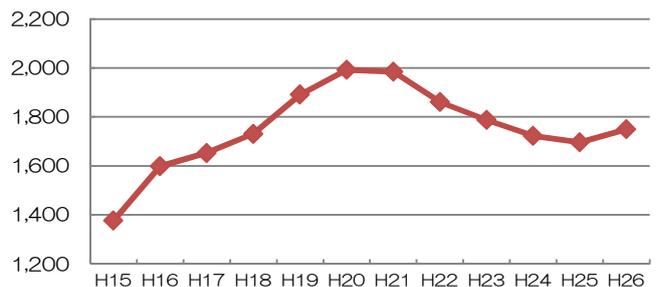
- 男女双方に配慮した地域防災（復興）の推進、地域防災力の向上
- 地域活動における女性消防団員の確保・配置促進
- 環境保全活動への男女参画の促進



③国際化に対応した男女共同参画の推進

国際的な男女共同参画に関する理解の促進

- 異なる文化や生活習慣に対する理解と認識を深め、国際理解のための啓発を推進
- 多様な言語での確に情報提供
- 市民による国際交流・国際協力への支援



（参考：瑞穂市における外国人人口）

(案)

基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、仕事・家庭生活・地域活動にと、個性と能力をあらゆる分野に発揮できる環境づくりや支援が必要です。一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化に伴い、男女がともに働き方や家庭生活、地域生活への関わり方を見直し、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）をさらに推進していくことが求められています。

また、老若男女問わずすべての人が生涯にわたって心身ともに健康を維持することができるよう、健康の支援、介護、雇用の問題を協力して解決し、安心して暮らせる環境づくりや支援をしていきます。

目標指標（32項目より抜粋）

☆・・・第1回市民意識調査（平成21年 1月実施）
★・・・第2回市民意識調査（平成25年12月実施）

目標指標	当初（H21）	現状値（H25）	目標値（H31）
保育所待機児童数	15人	32人 (H26.7.1現在)	0人
市の男性職員の育児休業取得者数	0人	0人	1人以上
ワーク・ライフ・バランスの認知度	—	(448/754人) 59.4%	65.0%
職場における男女の平等感	(163/974人) ☆ 16.7%	(183/754人) ★ 26.1%	50.0%

課題と施策

①男女の仕事と家庭生活・地域生活の両立支援

仕事と家庭生活・地域生活の両立に向けた啓発の推進と支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

- 企業等へのワーク・ライフ・バランスの推進
- 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実
- 子育て相談・子育て支援情報の充実

②生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じた健康づくりの推進
母性保護と母子保健のサービスの充実

- ライフステージに応じた健康保護対策の充実
- 食育の推進
- 母性保護と母子保健施策の充実



③社会的支援に関わる環境の整備と支援

高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
高齢者等の社会参画と生きがい対策の充実
あらゆる家族形態に対応した支援の充実

- 介護・在宅福祉サービスの充実
- 高齢者、障がい者に対するの情報提供・相談体制の充実
- 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進

④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

職場における男女共同参画推進のための環境整備
男女の多様な働き方の支援

- 男女雇用機会均等法等の法律、制度の周知
- 企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しの推進
- 女性の職場環境の充実、職業能力開発講座等の充実

(案)

3

瑞穂市男女共同参画推進条例の内容

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法の制定等、男女平等の実現に向けた取り組みが行われてきた。

瑞穂市は、揖斐川、長良川が流れる自然豊かな地で、交通アクセスも良く、住宅地として発展を続けるまちであり、女性の社会進出が一層促進されつつある。本市が、さらに活力ある住みやすいまちとして発展していくために、今まで以上に男女がお互いの特性を認め合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮し、対等な立場で家庭、地域、学校、職場等のあらゆる社会分野に参画し、ともに人としての責任を分かち合う共同参画社会の実現を目指している。

【解説】

瑞穂市の特性を活かしながら、本市が一層発展を続けるためには、男女の共同参画は欠かせない社会的要因であることから、従来にも増して市民一人ひとりが、人権が尊重され、個々人の個性や能力が発揮できることを目指し、瑞穂市男女共同参画基本計画を平成22年3月に策定し、さらにその強い思いを実現するために、条例を制定する決意を表明しています。

※1
瑞穂市は、市民等とともに男女共同参画社会をつかっていきます。
(第1条)

市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会にむけての施策を総合的に策定し、実施します。
(第4条)

男女共同参画を推進するためには、市民等の協力が不可欠です。
(第5・6・7・8条)

※2 ※3
セクハラやDVなどの人権侵害、性別による差別的取扱いを禁止します。
(第9条)

すべての人が、公衆に表示するものについて、過度な性的表現や性別で役割を固定する表現をしないよう配慮します。
(第10条)

市は、市民の皆さんの意見を聴きながら、基本計画を策定します。
(第11条)

男女の参画する機会に格差が生じないように、積極的に改善していきます。
(第12条)

市は、男女共同参画のための情報の収集・分析、広報活動、学習の支援をしていきます。
(第13・14・15条)

市は、男女共同参画の推進体制を整えます。
(第16条)

市は、男女共同参画に関する苦情、相談等を受け付け、関係機関と連携して対応します。
(第17条)

毎年、男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況について公表します。
(第18条)

男女共同参画推進審議会を置き、公募委員は2割以上を目指し、委員の男女の割合はどちらも4割以上にします。
(第19・20条)

※1 市民等

市民、市民団体、教育関係者及び事業者をいう。

※2 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、又は当該相手方に不利益を与える行為をいう。

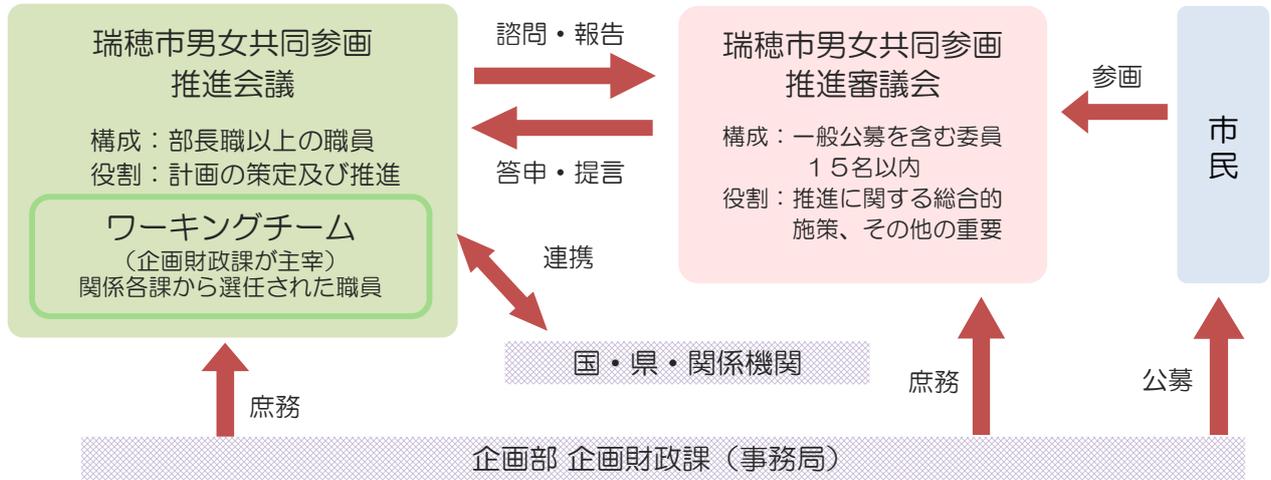
※3 ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人等の婚姻の有無を問わず、身近な男女間で行われる身体的・精神的暴力のこと。



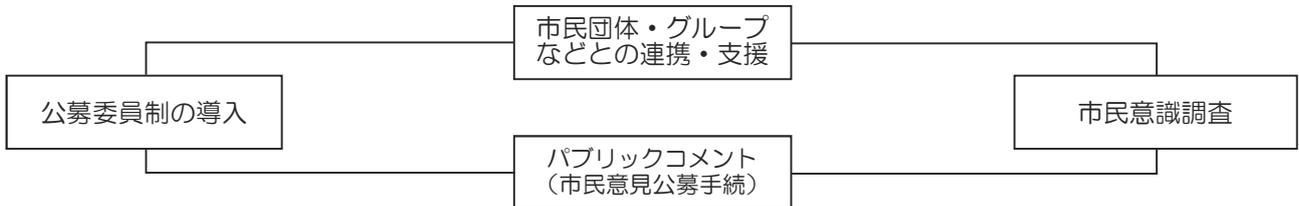
市民と行政のかかわり

計画の推進体制



市民と行政の協働による推進

市民の皆さん一人ひとりの協力はもちろんのこと、市民団体、非営利団体（NPO）、関係団体と連携を密にして、あらゆる分野で男女共同参画の視点で諸施策に反映させていきます。



相談窓口

瑞穂市

種別	とき	ところ	内容
女性相談	毎週月～金曜日 8:30～17:15	瑞穂市 福祉生活課 TEL:058-327-4123	女性が日常生活の中で直面する問題の相談
女性のための法律相談	毎月第3金曜日 13:30～15:30 要予約 (3日前まで)	瑞穂市社会福祉協議会 TEL:058-327-8610	女性弁護士による法律相談

その他

種別	とき	ところ	内容
電話相談窓口	日～木、第1・3土/ 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝祭日、年末年始除く)	岐阜県男女共同参画プラザ TEL:058-278-0858	家庭や職場の問題、DV、女性の再就職や自立に関わる相談など
電話相談窓口	月～金/9:00～21:00 土日祝/9:00～12:00 13:00～17:00	岐阜県女性相談センター TEL:058-274-7377	

発行